

核医学診断／治療に関する特掲診療料の施設基準等

第3 医学管理等 外来放射線照射診療料の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」(令和4年3月4日 厚生労働省告示第56号)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

(令和4年3月4日 保医発0304第3号)

告示	通知
<p>4の7 外来放射線照射診療料の施設基準</p> <p>(1) 放射線治療を行うにつき必要な医師、看護師及び診療放射線技師等が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 緊急時における放射線治療を担当する医師との連絡体制等放射線治療を適切に実施するための十分な体制が確保されていること。</p>	<p>第6の7 外来放射線照射診療料</p> <p>1 外来放射線照射診療料に関する施設基準</p> <p>(1) 放射線照射の実施時において、当該保険医療機関に放射線治療医（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が配置されていること。</p> <p>(2) 専従の看護師及び専従の診療放射線技師がそれぞれ1名以上勤務していること。なお、当該専従の診療放射線技師は、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、一回線量增加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算、ホウ素中性子捕捉療法、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。なお、専従の看護師は、粒子線治療医学管理加算及びホウ素中性子捕捉療法医学管理加算に係る常勤の看護師を兼任することはできない。</p> <p>(3) 放射線治療に係る医療機器の安全管理、保守点検及び安全使用のための精度管理を専ら担当する技術者（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上勤務していること。なお、当該技術者は、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、一回線量增加加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加</p>

算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算、ウツ素中性子捕捉療法、ウツ素中性子捕捉療法医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師との兼任はできないが、医療機器安全管理料 2 に係る技術者を兼任することができる。また、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、ウツ素中性子捕捉療法及び画像誘導密封小線源治療加算に係る担当者との兼任もできない。

- (4) 合併症の発生により速やかに対応が必要である場合等、緊急時に放射線治療医が対応できる連絡体制をとること。

2 届出に関する事項

外来放射線照射診療料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 7 の 6を用いること。